

平成30年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年2月7日 開会

平成30年2月7日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月7日（水曜日） 第1号

| | |
|--------------------------|---|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 欠員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 3 |
| 開会 | 3 |
| 議席の指定 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 議案第1号から議案第7号まで7件上程、説明、採決 | 4 |
| 閉会 | 9 |

議 事 日 程

平成30年2月7日（水曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第5 議案第2号 平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算
- 第6 議案第3号 平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）
- 第7 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第8 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第9 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について
- 第10 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

◎諸般の報告

- 一 議員辞職許可
-

◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号 平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について
- 日程第10 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

出席議員 (28人)

| | | | | | |
|-----|------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 浅井文彦 | 君 | 35番 | 富田和弘 | 君 |
| 2番 | 須田真 | 君 | 36番 | 宇佐美晃三 | 君 |
| 3番 | 松原徳和 | 君 | 37番 | 渡辺幸一 | 君 |
| 12番 | 松井聡 | 君 | 38番 | 岩谷真海 | 君 |
| 13番 | 小坂喬峰 | 君 | 39番 | 戸部哲哉 | 君 |
| 16番 | 加藤靖也 | 君 | 40番 | 南山宗之 | 君 |
| 20番 | 棚橋敏明 | 君 | 41番 | 南板津徳次 | 君 |
| 22番 | 藤原勉 | 君 | 42番 | 佐藤光宏 | 君 |
| 25番 | 伊藤嚴悟 | 君 | 43番 | 岩田敏雄 | 君 |
| 27番 | 松原秀安 | 君 | 44番 | 加納福明 | 君 |
| 28番 | 広江正明 | 君 | 45番 | 金子政則 | 君 |
| 30番 | 中川満也 | 君 | 46番 | 横家敏昭 | 君 |
| 32番 | 谷村成基 | 君 | 47番 | 今井俊郎 | 君 |
| 34番 | 堀正 | 君 | 48番 | 渡邊公夫 | 君 |

欠席議員 (18人)

| | | | | | |
|-----|------|---|-----|------|---|
| 4番 | 広瀬幹雄 | 君 | 19番 | 林宏優 | 君 |
| 5番 | 岩井哲二 | 君 | 21番 | 都竹淳也 | 君 |
| 6番 | 國島芳明 | 君 | 23番 | 日置敏明 | 君 |
| 7番 | 古川雅典 | 君 | 24番 | 村山鏡子 | 君 |
| 8番 | 尾関健治 | 君 | 26番 | 松永清彦 | 君 |
| 9番 | 青山節児 | 君 | 29番 | 大橋孝 | 君 |
| 11番 | 水野光二 | 君 | 31番 | 西脇康世 | 君 |
| 17番 | 浅野健司 | 君 | 33番 | 木野隆之 | 君 |
| 18番 | 富田成輝 | 君 | 49番 | 成原茂 | 君 |

欠 員 (3人)

10番、14番、15番

説明のため出席した者

| | | | | | |
|--------|------|---|--------|------|---|
| 広域連合長 | 細江茂光 | 君 | 副広域連合長 | 岡崎和夫 | 君 |
| 副広域連合長 | 伊藤誠一 | 君 | 副広域連合長 | 井戸敬二 | 君 |
| 副広域連合長 | 服部秀洋 | 君 | 事務局長 | 伏屋真敏 | 君 |

会計管理者兼会計課長 吉田 敏 蔵 君 資格電算課長 伊 藤 昭 君
総務課長 佐竹 裕 樹 君 給付課長 西川 英文 君

職務のため出席した事務局職員

書記長 村下 裕 史 書記 辻 潤

開 会

午後1時30分 開 会

○議長（須田 眞君）定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

一 諸般の報告

○議長（須田 眞君）日程に入るに先立って諸般の報告を行います。

去る十月二十日付で、美濃加茂市選出の森 弓子議員から、議員辞職願が提出され、議長において、これを許可しましたので、会議規則第八十三条第二項の規定により、御報告いたします。
以上で諸般の報告を終わります。

開 議

○議長（須田 眞君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 議席の指定

○議長（須田 眞君） 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、46番 横家敏昭君、以上のとおりと指定します。

第2 会議録署名議員の指名

○議長（須田 眞君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、13番 小坂喬峰君、34番 堀 正君の両君を指名します。

第3 会期の決定

○議長（須田 眞君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

第4 議案第1号から第10 議案第7号まで

○議長（須田 眞君） 日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号まで、以上7件を一括して議題とします。

これら7件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） 平成30年第1回の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたりまして、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただき、厚く御礼申し上げたいという風に思います。また、日頃は、議員の皆様方並びに関係市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の運営に対しまして、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、去る1月28日に岐阜市長選挙が行われました。岐阜市も新しい市長さんを迎えることになりましたが、私の岐阜市長としての任期、並びに広域連合長としての任期が2月23日まででございますが、任期期限まで全力で務めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

会議に先立ちまして、諸般の情勢と若干の所感を述べさせていただきます。

わが国の社会保障制度は、自助、共助、公助のバランスを考慮して構築することとされております。近年、少子化や核家族化など家族のあり方が変容していることや、地域との関わり合いが希薄になっていること、また、非正規雇用の労働者の増加などにより、「自助」実現のための環

境が損なわれていると認識しております。「自助」の実現を「共助」や「公助」がサポートすることで、お互いの自立を支えあい、生き生きとした活力ある社会が実現できるものと思っております。

「公助」であります医療保険は、1961年より、被用者保険と国民健康保険により「国民皆保険」制度として維持されてまいりました。その後、急速に進行する高齢化の状況を踏まえ、平成18年6月 医療制度改革関連法案が成立し、「新たな高齢者医療制度の創設」が決定され、平成20年4月 後期高齢者医療制度が施行されました。

当広域連合制度発足時の被保険者は233,711人でありましたが、平成30年1月被保険者294,498人で26%の増加、医療給付費総額は平成21年度1,771億2千万円が平成29年度見込額は2,350億円で32.7%の増加であり、今後も増加が見込まれております。

昨年4月に発表されました、岐阜県の将来人口推計によりますと、岐阜県の人口は、2015年の203万1千903人が、2045年には、151万3千300人と見込まれており約52万人の大幅減少と予想されております。

しかし、高齢化の進展により75歳以上人口は増加が予想され2028年には、36万9千人、人口比率20.1%となり、県民の5人に一人が75歳以上の後期高齢者になるとされております。

これは岐阜県だけの現象ではなく、国全体が人口減少と高齢化がますます進展する社会状況であり、平成28年度の国民医療費は41.3兆円に達しております。増え続ける医療費への対応といたしまして、国の社会保障審議会においては、「給付を減らす」のか「負担を増やす」のかといった議論もなされており、「給付と負担のあり方」が国民に問われております。

こうしたなか、広域連合といたしましては、被保険者の急激な負担増等を回避するため、昨年の11月15日、全国後期高齢者医療広域連合協議会より国に対し、8項目の要望書を提出いたしました。

特に、財政制度につきましては本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加等、国の責任ある財政支援を拡充すること。また、低所得者に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することと合わせて恒久化について検討すること。やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給といった負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講ずること。以上を厚生労働大臣に強く要望した次第であります。

今後の医療費の大きな増減要因である診療報酬の改定につきましては、平成29年12月7日社会保障審議会医療保険部会におきまして、平成30年度診療報酬改定の基本方針が示されました。

一番として、人生百年時代を見据えた社会の実現、次に、どこに住んでも適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現、三番目に、制度の安定性・持続可能性の確保と医療・介護現場の新たな働き方の推進。この基本方針のもと、昨年12月22日の閣議におきまして、平成30年度診療報酬改定率が、マイナス1.19%と決定されました。

当広域連合におきましては、この診療報酬改定率を基に、今後の薬価改正のあり方、被保険者の増加見込み等を精査するとともに、剰余金を活用するなどした結果、次期財政運営期間である平成30年度・31年度の保険料を均等割額 41, 214円、所得割率 7.75% といたしました。

私は、広域連合が発足した平成19年2月より11年にわたり広域連合長の職務につかせていただきました。平成19年3月28日の第1回臨時議会より本日の定例会は24回目の議会にあたります。議員の皆様方をはじめ、県下各自治体の職員の皆様や関係諸機関のご支援・ご協力に対しまして、あらためて、厚く御礼申し上げます。

現在、団塊の世代の方が75歳に達する2025年問題が各方面で議論されておりますが、2030年には、日本の人口の31.2%が65歳以上の超高齢化社会となり高齢者を現役世代が支える現在の社会保障の仕組みでは、3人に1人が支えられる側になります。また、2030年には、65歳以上の高齢者の2割以上を認知症の人が占めることが予想されております。

このように、わが国の社会保障制度を取り巻く社会状況は厳しさを増しておりますが、私は、この後期高齢者医療制度発足以来、医療保険者は、高齢者の方の「不安をあおる」のではなく、「加齢の影響を考慮しつつ、安心を提供できる」保険者でありたいと思ってまいりました。

そのため、後期高齢者が日常生活に制限のない期間、いわゆる「健康寿命」の延伸や、現在の生活機能の維持向上のため、高齢者の特性に合わせた保健事業が展開できるよう、関係市町村及び関係各機関と連携し、全力で取り組んでまいりました。

議員各位におかれましては、今まで以上のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。それでは、今議会に提案いたしました議案について、ご説明をいたします。

議案第1号は、「平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」であります。一般会計 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億5,759万6千円とするものであります。これは、前年度と比べ、432万4千円、率にして1.71%の増であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。分担金及び負担金といたしまして、市町村からの負担金2億3,637万1千円を計上いたしました。また、前年度からの繰越金といたしまして、1,900万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。総務費といたしまして、職員の人件費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる経費として、2億5,492万8千円を計上いたしました。

議案第2号は、「平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」であります。特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,483億9,861万5千円とするものであります。これは、前年度と比べて、4億5,587万円、率にして0.18%の減であります。

はじめに、歳入の主なものを申し上げます。市町村支出金といたしまして、被保険者の方々から納付いただく保険料負担金や保険基盤安定負担金、並びに、療養給付費の定率負担金や保健事業の負担金などとして、428億5,980万8千円を計上いたしました。

国庫支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金、並びに、調整交付金などとして、803億3,277万2千円を計上いたしました。

県支出金といたしまして、療養給付費や高額医療費の定率負担金として203億3,657万円を計上いたしました。

支払基金交付金といたしまして、現役世代の方々からの支援金として994億8,796万7千円を計上いたしました。

さらに、前年度からの繰越金といたしまして、50億3,000万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものを申し上げます。総務費といたしまして、共同電算処理業務の委託やレセプト管理、点検業務並びに電算処理システム機器等保守業務の委託料などとして6億3,034万8千円を計上いたしました。次期標準システム更新に係る費用について見込んでおきまして、1億2,528万6千円の増となっております。

保険給付費といたしまして、平成29年度見込みと比較した被保険者数の伸び率を2.96%の増、一人当たり給付費の伸び率を0.28%の増で見込み2,441億4,657万2千円を計上いたしました。

これは、前年度と比べ、9,874万2千円、率にして、0.04%の増であります。

保健事業費といたしまして、ぎふ・すこやか健診の受診率を23%、ぎふ・さわやか口腔健診の受診率を実態にあわせて8%で見込み、健康保持増進事業費として8億1,113万1千円、また、医療費適正化を図るため、医療費通知や重複・頻回受診者に対する訪問指導及び、長寿・健康増進事業補助並びに後発医薬品の利用差額通知の継続実施など、その他保健事業費として8,453万8千円を計上いたしました。

議案第3号は、「平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」であります。今回の特別会計補正予算は、制度改正広報事業など市町村に対する補助を行うもので、歳入歳出それぞれ1,323万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,534億2,081万8千円とするものであります。

歳入補正予算といたしまして、国庫支出金におきまして、特別調整交付金として、1,323万5千円を補正し、歳出補正予算といたしまして、総務費におきまして補助金として1,323万5千円を補正いたします。

議案第4号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」であります。これは、国における法律改正に併せまして、個人情報の定義の明確化などをするために、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。先ほども述べましたとおり、平成30年度及び平成31年度におきまして、被保険者の方々から納付していただく保険料の算定基礎となる所得割率を0.0775、被保険者均等割額を41,214円と改めるほか、高齢者の医療の確保に関する法律の関係法令が改正されたことに伴いまして、保険料の賦課限度額や均等割軽減判定基準額、住所地特例制度の規定変更など、所要の条例改正を行うものであります。

保険料率の算定に当たりましては、一人当たりの医療費の増加や後期高齢者負担率の引き上げなどに伴い、平成30年度及び平成31年度の一人当たりの保険料額は、平成28年度及び平成29年度と比べ、急激な上昇を抑制する策を実施しなかった場合は、11.6%の増加が見込まれます。そのため、保険料の急激な上昇を抑制するため、平成29年度末までに生ずることが見

込まれる剰余金を活用することによりまして、一人当たりの保険料額の上昇を1%にとどめたいと存じます。

続きまして、議案第6号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について」であります。現行の広域計画は、平成24年度に作成し、計画期間が平成29年度までとなっておりますので、地方自治法第291条の7の規定により、新たに第3次広域計画を作成するものであります。広域連合規約の規定に従い記載をしております、この第3次広域計画におきましては、データヘルス計画策定の記述などを加えております。

議案第7号は、「岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」であります。これは、現在その任に御尽力をいただいております、山田隆治さんの任期が、この3月27日に満了となりますので、その後任に 井上正秋さんを公平委員会委員として選任いたしたいため、その同意を求めるものであります。

井上正秋さんは、現在、加茂地域公平委員会委員を務められ、地域行政に貢献をされております。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

以上、今回提案をいたしました議案について、御説明をいたしました。今後とも各市町村と十分に協議、連携をしながら制度の円滑な運営に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（須田 眞君） これら7件に対する質疑の通告はありません。

これら7件に対する討論の通告はありません。

これより採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第4号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第6号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号を採決します。

お諮りします。井上正秋君を公平委員会委員に選任するについては、これに同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（須田 眞君） 御異議なしと認めます。よって、井上正秋君を公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

閉 議 閉 会

○議長（須田 眞君） 以上で今期定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後1時53分 閉 会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

須田 真

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

小坂 春峰

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

堀 正